

令和7年度九戸地方育英会奨学生予約採用募集要項

1 目的

本育英会は、管内4市町村出身の学生の修学を奨励し、人材を育成することを目的として設立されました。

この奨学金は、「当地域の発展は教育にあり、教育は人材である」との認識から、修学に必要な学資金の一部を無利子で貸与するものです。

2 応募資格

次のとおりです。

- (1) 大学などの進学を希望する者(又は入学見込みの者)
- (2) 学業成績に優れ、品行方正である者
- (3) 心身ともに健康である者
- (4) 久慈市、洋野町、野田村、普代村に本籍または住所を有する者

3 採用基準

次のとおりです。

- (1) 学力基準：成績の平均が概ね3.5以上の者
- (2) 家計基準：世帯の収入が生活保護認定基準の2.6倍以下(目安)

4 採用予定者数

選考のうえ奨学生として最大5名を採用します。

※応募者多数の場合は、教員志望者を優先します。

5 奨学金の内容

(1) 貸付(無利子)

- ①奨学生には、月額3万円または5万円を貸費します。
- ②奨学生のうち、希望者に5万円または10万円の入学一時金を貸費します(初回のみ)。
- ③貸付開始月
令和7年4月(初回振込みは令和7年5月末頃になります。)
- ④貸付方法
奨学生への振込は、奨学生名義の口座に5月・7月・9月・11月・1月・3月の隔月振込とします。
- ⑤貸付期間
就学した学校の修業年限(4年制の場合は最長4年間)とします。

(2) 返還

- ①償還期間は、貸付期間の4倍の期間以内になります。
- ②卒業後、毎月または年賦等の方法により償還することになります。
- ③支払方法は、納付書(郵便局の払込票)による支払いになります。
- ④卒業後1年間は、奨学金返還猶予届の提出により償還を猶予することができます。

6 申請手続き

(1) 申請期間

令和6年8月1日(木)から令和6年10月11日(金)まで

(2) 申請受付場所

在住する各市町村教育委員会

(3) 提出書類

① 申込書

② 家族調書

③ 本籍記載の住民票謄本

④ 所得課税証明書(控除額の記載があるもの)

(所得のある方全員のもの(年金含む))

⑤ 成績証明書(高等学校)【開封しないで提出】

⑥ 進学志望校調査票

⑦ 合格通知書(大学)(最終決定時)

(大学在学中の場合は在学証明書)

7 審査結果の通知

令和6年11月下旬を目途に、申請者全員に文書で通知します。

8 採用内定後の手続き

採用内定となった方には、誓約書、奨学生の口座番号等届出書を提出していただきます。各書類の提出期限や、貸付返還については別途案内を送付します。

9 連帯保証人について

(1) 貸付には連帯保証人が2名必要です。(うち、1名は別世帯の方になります。)

(2) 連帯保証人は、九戸地方に居住し公民権を有し、且つ相当の資力を有する者とします。

10 その他注意事項

(1) 提出書類に不備のある場合や申請期限を過ぎた場合は、受付することができませんので、押印忘れや記入漏れ等には十分ご注意願います。

(2) 申請された内容等が事実と異なる場合は、採用を取り消すことができるものとします。

(3) 申請又は内定後、特別の事由が生じたためこれを辞退する場合は、辞退届を提出していただくことになります。

(4) 関係書類の記入方法その他詳細については、各市町村教育委員会の担当課、又は、九戸地方育英会事務局にお尋ねください。

※通常の募集案内については、12月～1月になります。